

## 法第17条の2及び法第17条の3に基づく認可申請について

### (1) 概要

建設業者（建設業許可を受けている者）について、以下のいずれかにより建設業の全部を他の者が承継（譲渡・合併・分割・相続）する場合、所定の手続きを経て認可を受けることで、承継先は、承継元の許可を含む建設業法上の建設業者としての地位を承継することができます。

- ①事業譲渡（個人事業主が生前に行う事業承継，個人事業の法人化（いわゆる「法人成り」）も含まれます。）（法第17条の2）
- ②法人の合併（法第17条の2）
- ③法人の分割（法第17条の2）
- ④相続（個人事業に限ります。）（法第17条の3）

※従来の通り新規の許可申請手続きにより許可を承継することも可能ですが，その場合新規申請手数料9万円が必要となります。

### (2) 承継の要件

承継の認可を受けるためには，以下の全てに該当していることが必要です。

#### ① 承継の事実が発生する前に申請を行い，認可を受けること

相続以外の承継（譲渡，合併，分割）は，あらかじめ認可を受ける必要があります。承継の事実が発生した後に遡って認可することはできません。遅くとも，承継の事実発生日の35日前までに申請を完了させてください。書類に不足がある場合は受付できません。相続については，被相続人（許可を受けている事業主）の死亡後30日以内に申請を行ってください。

※承継日までに，承継元の建設業許可が失効した場合は，建設業者としての地位を承継することはできません（承継の認可を受けられません）ので，御注意願います。

#### ② 事業譲渡等によって，建設業の全部を承継先に承継させること

承継元が営んでいた建設業の全部を承継先に承継させる場合に限り，許可の承継が可能です。承継元が営んでいた一部の業種のみを承継させることはできません。

認可申請の前に一部の業種を廃業し，残った業種を全て承継させることは差し支えありません。

#### ③ 承継元が一般（特定）建設業の許可を受けている業種について，承継先が特定（一般）建設業の許可を受けていないこと

1つの事業者が同一の業種について一般建設業と特定建設業の許可を受けることはできません。承継元と承継先が同じ業種の許可を受けている場合，一般・特定の区分が同じときに限り，許可の承継が可能です。

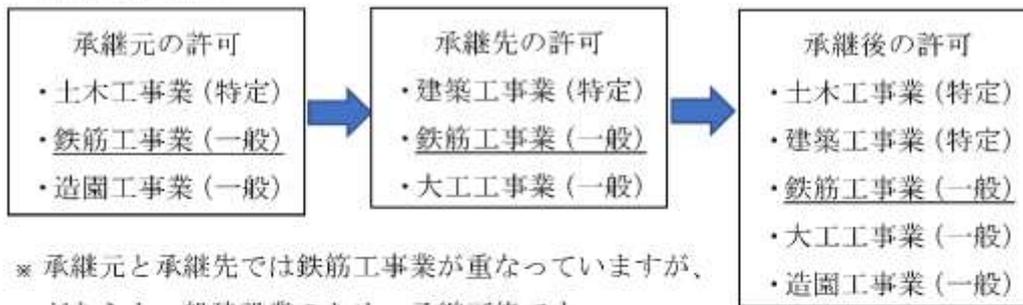
#### ④ 承継後の全ての業種について，承継先が許可の要件を満たすこと

承継先は，承継後に有することになる全ての業種について，専任技術者の配置をはじめとする許可の要件（法第7条，法第8条及び第17条の規定を準用）を満たす必要があります。

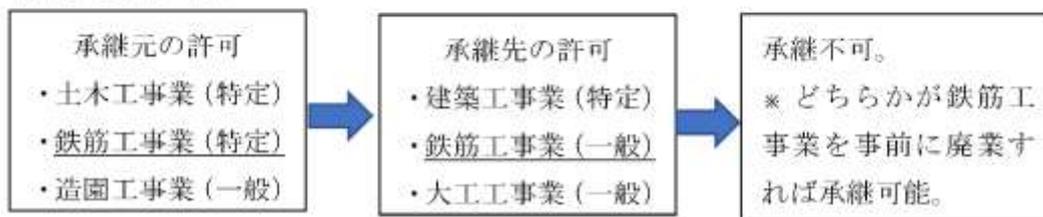
申請時点で承継先が建設業許可を受けていなくても，事業譲渡等によって承継元

の役員や従業員が承継先に移ることで要件を満たすことになれば、承継は可能です。

(承継できる例)



(承継できない例)



### (3) 認可申請

#### ① 事前相談

認可申請を行おうとするときは、事前に管轄の土木事務所の窓口にご相談ください。事前相談なく認可申請をされた場合、不備の補正等に時間がかかり、承継の事実が発生するまでに認可ができないおそれがあります。

#### ② 申請書類の提出部数

承継元が宮城県知事許可を受けている場合の認可申請書類の提出部数は以下のとおりです。

##### 提出部数

正本一通(押印したもの)

写し2通(正本のコピーで可) 提出分1通, 会社控分1通

※確認書類は正本及び会社控分の計2通に添付してください。

#### ③ 注意

次のいずれかに該当する場合は、承継先の主たる営業所の所在地を管轄する国土交通省各地方整備局が申請先になりますので、手続きについてはそちらへ御確認ください。

ア 承継先が既に国土交通大臣許可を受けているとき

イ 承継先が既に宮城県以外の都道府県知事許可を受けているとき

#### ③ 申請手数料

手数料はかかりません。

#### (4) 認可の通知

認可した場合は、原則として継承先に通知します。

認可通知書の再発行、認可証明書等の発行はできませんが、承継後に「建設業許可証明書」の発行が可能です（手数料は600円/枚（宮城県収入証紙で納付））。

#### (5) 承継の効果

##### イ 承継の対象

承継について認可を受け、承継の事実が発生すると、法に基づく承継元の建設業者としての地位を承継先が承継します。

「建設業者としての地位を承継する」とは、法第3条の規定による建設業の許可（更新を含む。）を受けたことによって発生する権利と義務の総体をいい、承継先は承継元と同じ地位に立つこととなります。このため、建設業者としての地位の承継先は承継元の受けた監督処分や経営事項審査の結果についても、当然に承継することとなります。

##### ロ 許可番号について

承継先が承継後に使用する許可番号は、原則として承継元のものを引き続き使用することとします。

承継先が宮城県知事許可業者である場合は、承継元と承継先の許可番号のどちらを使うか選択できます。どちらを選択するかは認可申請書に記載してください。一度選択した許可番号は変更できません。

##### ハ 承継後の許可期間

承継前に承継元及び承継先が受けていた許可の有効期間の残存期間にかかわらず、当該承継の日の翌日から起算します（法第17条の2第7項）。

(例)		許可の有効期間
認可申請日	令和2年10月1日	令和2年11月2日
認可日	令和2年10月26日 →	から
承継日	令和2年11月1日	令和7年11月1日

#### (6) 不認可について

申請が形式上の要件に適合しない場合は、相当の期間を定めて補正を求め、申請により求められた認可を拒否する場合があります。

申請が法令で定める基準、認可の審査基準に適合していない場合も、申請により求められた認可を拒否する場合があります。